

第6回東近江市立学校通学区域審議会

日 時 令和4年6月15日
午後6時30分から
場 所 能登川コミュニティセンター
2階 学習室1、2、3、4

- 1 開会

- 2 議事
答申（案）について

- 3 その他

- 4 閉会

東近江市能登川地区小学校通学区域再編計画について(答申案)

令和3年11月24日付け東教総第652号で諮問のあった、東近江市能登川地区小学校通学区域再編計画(案)について、慎重に審議を行い、下記によることが妥当であるとの結論に達しましたので、答申します。

記

1 審議結果

再編計画(案)の(1)、(2)については、能登川南小学校が教室をはじめとする教育施設の不足が明白であることから、山路町自治会、林町自治会、レインボーシティ自治会及び林地区新築マンション(デュオヒルズ能登川)については、校区変更することが妥当と判断する。ただし、新たな小学校区は、今後、自治会及び保護者との協議により決定するものとする。

なお、(3)については、長距離通学の解消を目指すものであるが、(1)、(2)の再編案より派生した案であることから、自治会及び保護者の要望を再検討し、教育委員会で最終決定することを要請する。

また、今回の学区再編に当たっては、適正な通学区域を確保しつつも保護者の意見を尊重されたく、配慮をお願いしたい事項について、本審議会としての意見を付すこととする。

2 付帯意見

- (1) レインボーシティ自治会及び林地区新築マンション(デュオヒルズ能登川)については、通学距離が延びることから、今後の人口動態を勘案しながら、学区外通学等を含めて協議をすること。
- (2) 校区再編に当たっては、児童の心のケア、保護者負担の軽減を図るため、経過措置を設けるなど、様々な個別事案に対応できるよう、丁寧かつ柔軟な運用とすること。
- (3) 校区再編に伴って生じる通学時の安全対策や教育施設等の整備については、教育委員会が関係機関と協議し、具体的な方策を講じ、調整すること。
- (4) 教育委員会、教育委員会事務局にあっては、今後、生じる諸問題への対応について、今年中に結論づけることと、再編実施直前までに結論づけることを区分し、自治会、保護者及び学校との協議を継続することを要請する。

< 東近江市能登川地区小学校通学区域再編計画(案) >

- (1) 能登川南小学校区のうち山路町を能登川西小学校区とする。
- (2) 能登川南小学校区のうち林町(JR琵琶湖線より東側を除く。)を能登川東小学校区とする。
- (3) 能登川東小学校区のうち神郷町(神郷団地自治会、旭ヶ丘自治会、平成31年3月新たに市街化区域に編入された区域を除く。)長勝寺町(桜ヶ丘自治会、平成31年3月新たに市街化区域に編入された区域で桜ヶ丘自治会北部の区域を除く。)を能登川南小学校区とする。

主な課題

項目	課題	回答	決定時期	備考
校区再編	何年度から再編されるか。	・令和6年度入学より実施予定である。	R4.12	
校区再編	南小学校の増築はできないのか。	・増築は可能だが、体育館で全員が集まる学校活動や、グラウンドの使用状況等、いろんな支障が出てくるため、増築より校区再編が妥当と判断した。	—	
校区再編	学校の整備はどのように計画しているのか。	・南小学校の大規模改修を検討する。 ・西小学校は増築対応を検討する。 ・東小学校は大規模改修を検討する。	R4.12 各施設完成目標など、詳細は人数把握後。	
校区再編	西小学校の学童保育について。	・学童保育は増築で対応する。	R4.12	
校区再編	新たな開発地域を南小校区にすれば再編の必要はないのでは。	・南小学校は現在でも余裕がない状況であり、新たな開発地域以外の地域でも児童数の増加が見込まれるため、現行のままではキャパオーバーとなる。また新たな開発地域は通学距離を考慮した上で、南小校区が妥当と考える。 ・今回の諮問案は、今後児童数の増加が見込まれる南小学校の過密化の解消、西小学校、東小学校の適正規模化、通学において過度の負担とならない適切な通学距離を目的としている。	—	
校区再編	山路と林を分断することはまちづくりとしてよくない。どうするか。	・今後自治会と協議を行い決定する。	R4.12	
校区再編	児童数の推計について	・レインボーシティの人口動態を基に算出した。 ・今後も随時、最新の人口動態を確認していく。	— 随時	
児童のケア	一斉転校とするのか、新1年生から順次変更とするのか。	・一斉転校ではなく、新1年生からの段階的導入を検討したい。令和6年3月31日時点で南小学校、東小学校に在籍している児童は引き続き卒業まで通学できるよう、柔軟に対応したい。	R4.12	
児童のケア	兄弟姉妹の取り扱いはどうするか。	・兄弟が南小学校、東小学校に在籍している場合は、弟妹についても兄弟と同じ小学校への入学を認められるよう、柔軟に対応したい。	R4.12	
児童のケア	再編に伴う、児童に対する心のケアはどうするか。	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職による相談体制を整える。	R4.12	
児童のケア	南小学校へ行くと大規模校なので、教員のしっかりとした目配りがされるのか。	・小規模校からの転校となる場合は、特に配慮し適切に対応を行う。	—	
児童のケア	再編になる1年前に前倒しで新たな学校へ通学できないか。(令和5年の新1年生は1年だけということも考えられるため。)	・学区外通学について検討を行う。	R4.12	

項目	課題	回答	決定時期	備考
児童のケア	特別支援学級の子どもたちも再編のとおりになるのか。配慮はないのか。	・児童ごとに可能な限り配慮する。	再編前年度秋まで	
児童のケア	制服、ランドセルなど学用品について。	・従来の学用品は引き続き使用できるものとする。 ・詳細の決定は、学校及びPTAと協議していく。	R4.12	
児童のケア	各家庭の個別事情に配慮して検討してもらえるのか。	・学区外通学の規定により判断する。	再編前年度秋まで	
通学路	通学路の安全対策はどうするのか。	・西小学校から山路町に向けて、農道の延長を行うことを検討する。 ・能登川駅から線路沿いに新設される歩道を利用し、県道栗見八日市線を横断することが可能となる。 ・通学路の最終決定は保護者の皆さんで選定し決定となる。交通安全に対する事案は、道路管理者及び警察署と協力し対応をしていく。	再編前年度末まで	
通学路	(西小学校への通学路として計画している) 農道の安全対策は。	・第一は通学指導により危険予知能力を向上させる。第二に河川転落防止などハード面の整備により対策を行う。第三に学校、地域の見守りによる協力体制を構築する。	再編前年度秋から、再編後も継続する。	
通学路	(西小学校への通学路) こども110番がない。トイレなどはどうするのか。	・通学距離約1,200mであり、出発前の御手洗いなどで未然に防止する。山路団地内での子ども110番の家など御協力いただけるようにする。(最短約800m)	再編後指導。再編前年度まで協力依頼。	
通学路	1人で通学することになった場合の対応はどうするのか。	・1人になる区間距離、時間帯によって、対応を検討する。 例) ガードマン委託、シルバー委託など	R4.12 詳細は人数決定後。	
通学路	新1年生だけで通う時の対策は。	・立哨者が必要と考え、必要な人員を当面の間、委託する。	R4.12	
バス	スクールバスはいつなくなるのか。どこの地域がなくなるのか。	・長勝寺町、神郷町のスクールバスについては、あらためて自治会と協議する。他の自治会については、校区再編と切り離してスクールバス問題として今後協議が必要と考えている。	R4.12	
バス	(東小学校) 令和6年度に1・2年生になる児童は歩いて通うことになるのか。	・長勝寺町、神郷町のスクールバスについては、あらためて自治会と協議する。他の自治会については、校区再編とは切り離してスクールバス問題として今後協議が必要と考えている。	R4.12	

東近江市立学校通学区域審議会 開催経過

- 第1回 審議会 開催日時：令和3年11月24日（水）午後6時30分から
会 場：東近江市立能登川コミュニティセンター 学習室
議 題：審議会要綱説明、委員委嘱及び任命
会長及び副会長の選出
諮問内容「能登川地区小学校通学区域再編計画（案）」説明
- 第2回 審議会 開催日時：令和4年1月20日（木）午後6時30分から
会 場：東近江市立能登川コミュニティセンター 学習室
議 題：通学区域再編計画（案）に係る意見、質問について
- 第3回 審議会 開催日時：令和4年3月23日（水）午後6時30分から
会 場：東近江市立能登川コミュニティセンター 学習室
議 題：第2回審議会に係る意見、質問について
関係自治会への説明会開催状況及び意見について（報告）
- 第4回 審議会 開催日時：令和4年4月20日（水）午後6時30分から
会 場：東近江市立能登川コミュニティセンター 学習室
議 題：地域の声、審議会の意見集約
第3回審議会における質問事項及び補足説明について
- 第5回 審議会 開催日時：令和4年6月1日（水）午後6時30分から
会 場：東近江市立能登川コミュニティセンター 学習室
議 題：P T A説明会及びコードモン配信での保護者説明について（報告）
関係自治会への説明会開催状況及び意見について（報告）
- 第6回 審議会 開催日時：令和4年6月15日（水）午後6時30分から
会 場：東近江市立能登川コミュニティセンター 学習室
議 題：答申（案）について

○自治会説明会及びPTA説明会等開催状況

- ・令和4年2月20日(日) 神郷自治会第1回説明会
- ・令和4年2月26日(土) 長勝寺自治会第1回説明会
- ・令和4年2月27日(日) レインボーシティ自治会第1回説明会
- ・令和4年3月12日(土) 林町自治会第1回説明会
- ・令和4年3月13日(日) 山路町自治会第1回説明会
- ・令和4年4月15日(金) 能登川北小学校PTA役員説明会
- ・令和4年4月22日(金) 能登川南小学校PTA役員説明会
- ・令和4年4月22日(金) 能登川西小学校PTA役員説明会
- ・令和4年4月26日(火) 神郷自治会役員説明・打ち合わせ
- ・令和4年4月27日(水) 長勝寺自治会長説明・打ち合わせ
- ・令和4年4月28日(木) 山路町・林町・レインボーシティ自治会長説明・打ち合わせ
- ・令和4年5月11日(水) 能登川東小学校PTA役員説明会
- ・令和4年5月15日(日) 山路町自治会第2回説明会
- ・令和4年5月15日(日) 林町自治会第2回説明会
- ・令和4年5月17日(火) 神郷自治会通学路確認
- ・令和4年5月22日(日) 長勝寺自治会第2回説明会
- ・令和4年5月28日(土) 神郷自治会第2回説明会
- ・令和4年5月29日(日) レインボーシティ自治会第2回説明会

- ・令和4年3月2日(水) 神郷自治会要望書提出(東近江市長、教育長宛)
- ・令和4年4月14日(木) 林町自治会、山路町自治会、レインボーシティ自治会要望提出
(審議会会長宛)
- ・令和4年4月20日(水) 林町自治会、山路町自治会、レインボーシティ自治会署名提出

東近江市立学校通学区域審議会

第1回審議会 諮問した校区案について説明

第2回審議会 諮問した校区案に対する質疑、意見交換

第3回審議会 地域の声を踏まえての意見交換

☆地元説明での主な意見

- ☆ 転校に対する不安感、子供たちが抱えるストレスへの対応
- ☆ 学校施設の整備に関する考え方
- ☆ 通学路の安全対策
- ☆ 制服、ランドセルなど異なる学用品に対する考え方
- ☆ 新しく市街化区域に組み入れられた地域を能登川東小学校区とすれば、問題は生じないのではないか

★審議会で出された主な意見

- ★ 開発区域の事前協議があったはずで、その段階での判断は。
- ★ 能登川南小の校舎は古く、建て替えも考える時期なのでは。
- ★ 審議会で諮る案をつくる段階で地元の同意形成を取らなかった理由は。
- ★ 地元説明は1回で終了か
- ★ 校区再編の決定は最終どこがするのか。審議会の答申が決定なのか。
- ★ どういう形で審議会に「地元の同意を得た」と説明するのか。

第4回審議会 地域の声、審議会の意見、地域からの要望書を踏まえての意見集約

☆地元説明での主な意見

※要望（山路、林、レインボー）

- ☆ 転校に対する不安感、子供たちが抱えるストレスへの対応
- ※※ 転校による児童の環境の変化及び保護者の負担増等多くの問題が生じる

★審議会で出された主な意見

※※要望（神郷）

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職による相談体制を整えるとともに、事前に学校間で交流会や共同学習等を行う。
- 一斉転校ではなく、校区再編の弾力的運用（新1年生からの段階的導入）を検討したい。
- ☆ 学校施設の整備に関する考え方
- ★ 能登川南小の校舎は古く、建て替えも考える時期なのでは
 - 能登川西小は、普通教室3教室を増築し、1学年普通教室2クラスに対応する。
 - 能登川東小については、施設規模は満たしていることから計画的に大規模改修を行う。
 - 能登川南小は、大規模改修を行い、1学年普通教室4クラスに対応する。
能登川南小は耐震基準は満たしており、諮問の校区再編計画（案）では増築の必要はないと考えており、大規模改修を予定している。
隣接する旧コミュニティセンター用地に、増築することは可能だが、能登川地区3小学校の適正規模化の目的が達成できない。

- ☆ 通学路の安全対策
- ※ 能登川西小学校への通学路整備が必要との判断で用地買収の交渉が進められている
 - ・ 能登川西小学校から山路町に向けて、農道の延長を行うことを検討したい。
 - ・ 用地買収の交渉を進めているのではなく、道路整備を進める可能性を説明会で示しても差し支えないかの了解を取ったものである。
 - ・ 能登川駅から線路沿いに敷設される歩道を利用して隧道を越えることが可能となっている。
 - ・ その他危険個所の点検を行い、安全対策を実施する。
- ☆ 制服、ランドセルなど異なる学用品等に対する考え方
 - ・ 従来の学用品等は継続して使用できるものとし、その後の対応については学校、PTAと協議を行うこととなる。
- ☆ 新しく市街化区域に組み入れられた地域を能登川東小学校区とすれば、問題は生じないのではないか
- ※ 平成31年3月新たに市街化区域に編入された区域を能登川東小学校区とする
- ※ 誰にも犠牲を強いることのない野洲小学校での方法で検討を進められたい
 - ・ 今回の再編計画（案）は、次の3点を目的に立案している。
 - ①能登川南小の教室不足への対応
 - ②能登川南小の大規模校化の解消（1学年4学級程度）、能登川西小、能登川東小を1学年2学級程度とする適正規模化
 - ③児童が通学において過度の負担とならない適切な通学距離を目指すこと
 - ・ 能登川東小の校区は東西に長く、以前は2つの分校が設置されていた。分校廃止後も、通学距離の長い地域はスクールバスを運行し、低学年は通学している。新たに市街化区域に編入された区域（佐生町、長勝寺町）を能登川東小校区とすると、新たな長距離通学区域（1.6kmが2.8km、1.7kmが3.0km）を生むことになり、適切とは考えられない。
 - ・ 能登川南小、能登川西小、能登川東小の適正規模化も達成できない。
 - ・ 野洲市の事例とは通学距離の負担が異なり（0.7kmを1.4kmとする案）、編入される地域に負担を強いることはできないと考えている。
- ★ 開発区域の事前協議があったはずで、その段階での判断は
 - ・ 市街化区域への編入は、圃場整備が行われていない農地を中心に行われたと承知している。都市計画区域の決定権は、滋賀県にあり、県が関係機関と協議を整え、最終決定を行うものとなっている。東近江市とも協議を行っており、市としてその段階で内部協議が実施されている。教育委員会へは、協議ではなく、事前説明という形でされたと聞いている。その段階では、住宅戸数、開発年次など詳細な事項が示されたものではなかった。
 - ・ 学校の施設規模、校区の検討については、事業者が計画年次に合わせ行う開発協議により行うことと判断したものである。現段階で、編入区域の7割程度で事前協議が提出され、開発年次、区画数等が概ね把握できるようになってきたため、その年次計画をもとに検討し、今回校区の再編が必要と判断し、再編計画（案）を策定したものである。
- ※ 客観性のある推計方法により算出された複数の推計値に基づき慎重な検討を行う
- ※ 児童数の推計値について示される資料の内容が大括りで分析するうえで必要な基礎的データとしての情報が示されていない
 - ・ 今回は、わかりにくい係数を用い算出された数値より、実例となるレインボーシティの人口動態をもとに算出した方が理解いただきやすいと考えた。
 - ・ コロナ禍により出生率は若干低下しているが、学校規模を大きく変動させることは無いものだと捉えている。分析するうえで必要となる資料は、順次提示してきている。

- ★ 審議会に諮る案をつくる段階で地元の同意形成を取らなかった理由は。
- ★ 校区再編の決定は最終どこがするのか。審議会の答申が決定なのか
- ★ どういう形で審議会に「地元の同意を得た」と説明するのか。
- ★ 地元説明は1回で終了か
- ※ 諮問に先立って保護者や地域住民に対して事前の説明や調整がされていない（手続き上の重大な瑕疵がある）
- ※ 十分な調査検討を行う期間を設けず審議が進められている（審議の期間が短い）
- ※ 7月末答申を行うという審議会のスケジュール
- ※ 審議会委員は審議会に結果責任を負わず「重い十字架」を負う状況にある
 - ・ 審議会は、第三者機関として客観的視点から、諮問した校区再編（案）の妥当性を判断いただくものとしている。
 - ・ 審議会の期間は9箇月で、本市の前例、他の市町で行われているものと比較しても決して短いとは考えていない。
 - ・ 最終判断（決定）は教育委員会が行う。
 - ・ 地元には、最終判断をする前に説明会を開催し、丁寧な説明を重ねることにより、理解を求めたいと考えている。
 - ・ 施設整備、通学路安全対策の予算を確保し、令和6年からの実施が可能となるようにスケジュールを組み立てている。
- ※ 自治会説明会において誠意を欠いた説明責任を放棄した発言が目立った
- ※ 再編案は、一方的に子どもや地域に大きな犠牲を押し付けるものである
- ※ 通学区域変更の優先事項を「子供たちの心の安心安全」より「適正規模化」としたこと
- ※ 審議会の委員に地元地域の代表者を排除しているとの質問に対し「当事者が入ると中立性が確保できない」との事務局の回答について
 - ・ 丁寧な説明、質問に対する適切な回答が出来ていないとの声を多くいただいている。今回の自治会説明会は、校区再編計画（案）に対する地域や保護者の声を聴かせていただくという事を目的としたもので、協議の場と捉えていなかったため、言葉足らずの説明になった部分が多く申し訳なく思っている。
 - ・ 特に、通学区域変更の優先事項を「子供たちの心の安心安全」より「適正規模化」と発言したと受け止められたなら謝罪し、訂正したいと考えます。どちらを優先するというものではなく、「子どもたちの心の安心安全」にもしっかりと配慮する必要があると考えている。
 - ・ 校区再編案は、決して一方的に押し付けるつもりはなく、保護者や地域の方々の不安感を取り除く手立てはしっかり講じたいと考えているし、丁寧な説明を重ねることにより、理解を求めたいと考えている。
 - ・ 「審議会の委員に地元地域の代表者が入ると中立性が確保できない」との発言については、謝罪し、訂正させていただきます。審議会委員の選出については、自治連合会に相談の上、校区毎の自治会代表者を選出していただいているものであり、決して地元の方を排除するという考え方はしていない。
- ※ 各地域の説明会での意見を審議会で報告するとしているが限られた時間での報告は不可能である。
- ※ 審議会会長をはじめ各委員が、直接に関係住民などから生の意見を聴収できる場を設けること。
 - ・ 説明会で出された意見は、審議会委員に資料として配布し報告しており、今回のように主な意見については、丁寧に説明する中で議論いただいている。
- ※ 校区再編は、市内全域の状況を踏まえ対応すべきで、能登川地区だけを場当たりに進めるべきではない。
 - ・ 合併以後、八日市南小学校の分離、箕作小学校の新設、政所小学校、甲津畑小学校と山上小学校との統合など、直面した課題に対し、時機を失することなく対応してきている。

※※ 通学路の安全性が確保されていない。

- 実際に神郷町から能登川南小学校まで、また能登川南小学校から長勝寺町までを歩いて確認したが、大きな問題はないと感じた。横断歩道の設置などいくつか対応すべき点もあったので、道路管理者や公安委員会に要望し、整えたい。

※※ 学区再編とスクールバスの運転手不足の課題は協議の場を分けるべき

- スクールバスの運行は遠距離通学に伴う課題であると認識している。

第3回審議会における質問事項及び補足説明

第4回審議会における意見及び質問事項

- 移動対象となる自治会を東小と西小のどちらかに固めてしまうのも一つの案である。
- 対象地域の方々の身になって要望も聞き入れることで理解も得られるのではないか。
- 子どもたちの心の安心安全を優先的に考えて欲しい。

第5回審議会

能登川地区4小学校の保護者の主な意見の報告

地元自治会への説明会での主な意見の報告

- 山路と林を分断することがまちづくりの観点からもよいのかの検証をして、答えを出して欲しい。(山路、林)
 - 通学距離が短くなっても、通学時間が長くなり、校区を変わることのメリットがない。(神郷)
 - 通学距離が長くなり、県道を横断することになるため、校区を変わることの必要性を感じられない。(レインボーシティ)
 - 通学路の安全対策を講じた上で、校区の変更を受入れたい。(長勝寺)
- (総括)
- 山路、林、レインボーシティでは、なぜ自分たちが移動対象となるのかという意見が中心であったが、現状の問題点を丁寧に説明し、理解を求めた。
 - いずれの自治会においても保護者から児童の心のケアについての意見や質問が多く、移行スケジュールや具体的なケースに対する回答を求められた。

第6回審議会 答申内容の協議、決定

答申を受けた後、関係自治会、保護者への説明を重ね、様々な意見に対する細部にわたる方針を決定していく。

令和4年中 東近江市教育委員会において、能登川地区小学校通学区域再編計画を決定。